

<平成 29 年 11 月版>

広島県中小企業技術・経営力評価事業 信用保証料補助金

よくある質問について

※ 質問に対する回答は、「広島県中小企業技術・経営力評価制度に係る補助金交付要綱」平成 28 年 4 月版（以下「要綱」といいます。）に基づく内容となっています。

<補助対象となる条件について>

質問 1 : 広島県信用保証協会の保証により資金の融資を受ければ、信用保証料を補助してもらえるのですか。

質問 2 : 県の制度融資制度による融資の信用保証料だけが対象ですか。

質問 3 : 信用保証料を分割納付する場合も、補助の対象となりますか。

質問 4 : 融資の繰上返済を行った場合に信用保証料が返戻されますが、返戻額に対応する補助金額分を県に返還する必要はありますか。

質問 5 : 融資の条件変更（返済期間の延長など）により発生する追加の保証料を対象にした補助を受けることができますか。

質問 6 : 同時完済条件の信用保証（融資の借り換え）が行われる場合、補助の対象になりますか。

<様式の記入方法について>

質問 7 : 同時完済条件の信用保証（融資の借り換え）が行われる融資に関して、様式 1 号様式（補助金交付申請書）の「融資申込額」や、様式 3 号様式（信用保証料支払実績報告書）の「融資金額」は、どのように記載すればいいですか。

質問 8 : 同時完済条件の信用保証（融資の借り換え）が行われる融資に関して、様式 3 号様式（信用保証料支払実績報告書）の「保証料額」は、どのように記載すればいいですか。

質問 9 : 様式 3 号様式（信用保証料支払実績報告書）について、「補助対象者一社当たり一会計年度において補助限度額 20 万円」の規定により、「補助金交付請求額」が、保証料額の欄に記載した「納付保証料 (A)」と「納付保証料 - 0.1% の計算による保証料 (B)」の「差額 (A - B)」にならない場合は、どのように記載すればいいですか。

質問 10 : 様式 1 号様式（補助金交付申請書）の「融資申込額」や、様式 3 号様式（信用保証料支払実績報告書）の「融資制度名」は、どのように記載すればいいですか。

<補助対象となる条件について>

質問 1 : 広島県信用保証協会の保証により資金の融資を受けるのであれば、信用保証料を補助してもらえるのですか。

回答 1 : 補助を受けるにあたり、県内に主たる事務所または事業所を有する中小企業者であって、広島県中小企業技術・経営力評価制度により、「評価書」の発行を受けている必要があります。なお、評価書の有効期間は発行後 1 年以内であり、有効期間内に資金の融資を受けている必要があります。《要綱第 1 条, 第 2 条》

※「評価書」は、保有する技術力や成長性をアピールし、販売促進への活用や企業価値を向上させたい中小企業者に対して、技術力・ノウハウや経営力・成長性等を評価した評価書を発行し、円滑な資金供給や企業価値アピールを支援することを目的として発行されるものです。ぜひ、ご活用を検討下さい。

※広島県中小企業技術・経営力評価制度の詳細については↓

<https://www.hiwave.or.jp/purpose1/development/evaluation/>

((公財)ひろしま産業振興機構サイト内)

質問 2 : 県の制度融資による融資の信用保証料だけが補助の対象ですか。

回答 2 : 県や市町の制度融資のほか、全ての広島県信用保証協会の保証付き融資を対象としています。《要綱第 2 条》

質問 3 : 信用保証料を分割納付する場合も、補助の対象となりますか。

回答 3 : 対象となりますが、その範囲は、保証料総額のうち、補助金申請を行った日付の属する会計年度に支払われる保証料額分のみとなります。《要綱第 3 条第 2 項, 第 4 項》

質問 4 : 融資の繰上返済を行った場合に信用保証料が返戻されますが、返戻額に対応する補助金額分を県に返還する必要はありますか。

回答 4 : 補助金額は当初融資の実行時の条件により算定し、信用保証料率の変更の有無にかかわらず変更しないこととしているため、返還する必要はありません。《要綱第 3 条第 1 項, 第 3 項》

質問 5 : 過去の融資の条件変更（返済期間の延長など）により発生する追加の保証料は補助の対象になりますか。

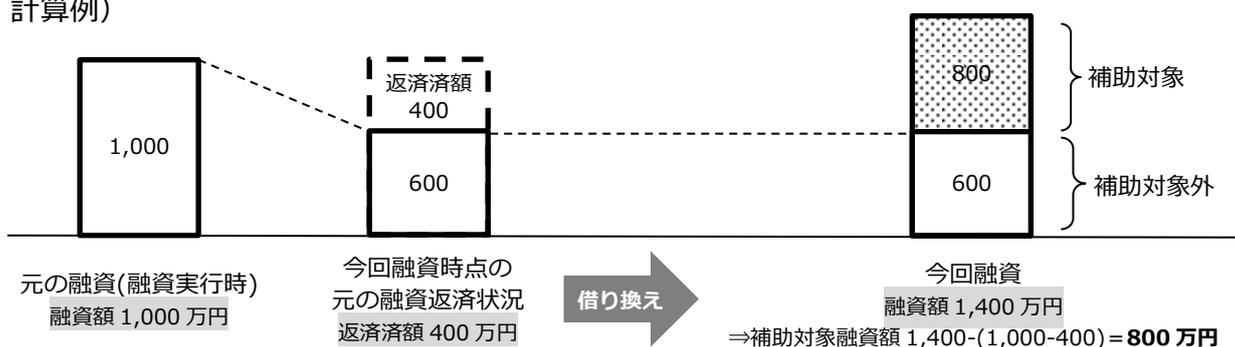
回答 5 : 補助金額は当初融資の実行時の条件により算定し、信用保証料率の変更の有無にかかわらず変更しないこととしているため、追加の保証料は補助の対象とはなり

ません。《要綱第3条第1項》

質問6：同時完済条件の信用保証（融資の借り換え）が行われる場合、補助の対象になりますか。

回答6：対象となりますが、その範囲は、当初融資に相当する金額として、純増分の融資相当額（今回融資額－（元の融資額－返済済額））から算出される保証料額分のみとなります。《要綱第3条第1項》

計算例)



※補助金額の計算方法などについては、個別に確認を行いますので、必ず申請書類作成前に、県へお問い合わせください。

<様式の記入方法について>

質問7：同時完済条件の信用保証（融資の借り換え）が行われる融資に関して、様式1号様式（補助金交付申請書）の「融資申込額」や、様式3号様式（信用保証料支払実績報告書）の「融資金額」は、どのように記載すればいいですか。

回答7：融資申込額あるいは融資金額の、総額と補助対象額を併記してください。

記載例) 様式3号様式の場合

20,000,000円

(内、補助対象融資金額9,876,000円)

質問8：同時完済条件の信用保証（融資の借り換え）が行われる融資に関して、様式3号様式（信用保証料支払実績報告書）の「保証料額」は、どのように記載すればいいですか。

回答8：回答7における補助対象融資申込額から算出される額を記載してください。

記載例) 回答7の例（保証料率1.05%、保証期間120月の場合）

納付保証料 A 570,339円

納付保証料率－0.1%

の計算による保証料 B 516,021円

質問 9：様式 3 号様式（信用保証料支払実績報告書）について、要綱第 3 条第 2 項の「補助対象者一社当たり一会計年度において補助限度額 20 万円」の規定により、「補助金交付請求額」が、保証料額の欄に記載した「納付保証料 (A)」と「納付保証料 - 0.1% の計算による保証料 (B)」の「差額 (A - B)」にならない場合は、補助金交付請求額はどのように記載すればいいですか。

回答 9：様式の「A - B」に取り消し線を引き、実際の請求額を記載してください。

記載例)

$$\frac{\cancel{A - B}}{\quad} = \underline{71,500\text{円}}$$

(100 円未満切捨て)

質問 10：様式 1 号様式（補助金交付申請書）の「融資申込額」や、様式 3 号様式（信用保証料支払実績報告書）の「融資制度名」は、どのように記載すればいいですか。

回答 10：広島県信用保証協会に提出した信用保証依頼書の「保証制度（略称）」に記載した名称を記載してください。